

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 庁舎建設に関する事務調査について（庁舎建設特別委員長報告）
- 第6 副議長の選挙
- 第7 同意第3号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第8 議案第30号 北方町職員の配偶者同行休業に関する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第31号 北方町営テニスコート設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第32号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第33号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第34号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第35号 北方町防災公園設置条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第36号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第15 議案第37号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第38号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第39号 平成26年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第18 議案第40号 平成26年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第19 認定第1号 平成25年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第20 認定第2号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第21 認定第3号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第22 認定第4号 平成25年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(町長提出)

第23 認定第5号 平成25年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(町長提出)

第24 議案第41号 指定金融機関の指定について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	窪田吉泰	福祉健康課長	加藤章司
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	山田潤	収納課長	臼井誠
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	松井敦	庁舎建設・ 防災担当課長	後藤博

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	平川悟		

○議長（立川良一君） おはようございます。

朝夕めっきり涼しくなってきました。きょうから8日間にわたって決算議会ということになります。お体に十分お気をつけになって、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第5回北方町議会定例会を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 伊藤経雄君及び8番 戸部哲哉君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（立川良一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの8日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの8日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（立川良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から報告をいたします。

平成26年9月9日付で、日比玲子議員から副議長辞職願が提出されましたので、地方自治法108条により許可いたしました。

町村議会会議規則98条により報告をいたします。

事務局から例月出納検査の結果、配付物の関係などの報告をさせます。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 6月定例会以後の報告をさせていただきます。

7月16日、8月20日、9月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、平成25年度の各会計の決算審査について、6月30日に上水道事業会計を、7月22日、23日に下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を、8月5日、6日、7日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計・下水道事業特別会計経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月22日、第2回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。

平成25年度決算について、歳入1,192万7,135円、歳出1,077万4,338円、差し引き115万2,797円を平成26年度へ繰り越し、原案のとおり承認されました。

また、10月に開催される定期総会の運営などについて決定されました。

次に、7月17日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成25年度決算について、歳入総額171万2,438円、支出総額43万4,821円、差し引き127万7,617円を平成26年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成26年度予算については、収入・支出それぞれ167万8,000円で、前年比較3万5,000円の減となっています。北方町の負担金は5万円で原案のとおり承認されました。

なお、要望決議として、地方が真に必要なとする道路整備が着実に実施できるよう十分な道路予算を確保することと、主要地方道岐阜関ヶ原線全線の早期完成のため、本巣市宗慶・温井第2期工区の4車線化事業の推進及び樽見鉄道との交差部の鉄道高架工事の早期着手などが決議されました。

7月24日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会総会が開催されました。

平成25年度決算について、収入総額424万3,862円、支出総額137万1,479円、差し引き287万2,383円を平成26年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成26年度予算については、収入・支出それぞれ359万2,000円で、前年比較65万2,000円の減となっています。北方町の負担金は1万6,000円で原案のとおり承認されました。

なお、西回り区間全線開通に向け、事業費の確保を図ることなどの要望が決議されました。

8月8日、国道157号整備促進期成同盟会定例総会が開催されました。

平成25年度決算について、収入総額73万5,010円、支出総額27万2,565円、差し引き46万2,445円を平成26年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成26年度予算については、収入・支出それぞれ57万3,000円で、前年比較16万2,000円の減となっています。北方町の負担金は1万1,000円で原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として、施工中の工区の事業促進並びに能郷から温見峠を経て大野市に至る区間の抜本的な改良事業の早期着工などが決議されました。

次に、配付物の関係であります。

集团的自衛権に関する閣議決定に対する意見書の提出について、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情、平成27年度理科教育設備整備費等補助金予算の増額計上のお願、長寿社会における自立した生活を目指す北方町シルバー人材センターへの支援の要請、

庁舎建設特別委員会の報告書の写しを配付しておきました。

以上、報告いたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（立川良一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、私からは行政報告を2点申し上げたいと思います。

1つは岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の報告でございます。

2点目は、決算がこの議会にかけられますので、財政健全化判断比率について御報告をそれぞれ申し上げたいと存じます。

まず、1点目の平成26年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の御報告でございます。

過ぐる8月25日13時30分から岐阜市柳津公民館の大会議室において開催をされた議会でございます。

会期は当日1日と決めた後、報告事項の第1号、専決処分の報告が行われました。これは平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億6,003万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,234億9,817万7,000円とするものでございます。

地方自治法第292条において準用をする同法179条第1項の規定によって、4月10日付をもって専決処分されたことによるものでございます。

内容につきましては、歳入において国庫支出金のうち国庫補助金12億6,003万1,000円を保険料権限特例措置継続に伴う財政措置として受け入れるものでございました。その内訳は、平成26年度における被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割9割軽減により減少する保険料の補填として交付をされるものでございます。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金3億5,041万円と、平成26年度における所得の低い方に対する保険料軽減、内容的には均等割が9割と8.5割軽減、所得割が5割軽減というものでございますけれども、これによって減少する保険料の補填として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金9億962万1,000円というものでございます。歳出につきましては、この2件の交付金合計額12億6,003万1,000円を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるというものでございます。全員が承認をされたところでございます。

次に、議案第6号でございます。

平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

てでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48億677万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,283億495万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入として市町村支出金、これは療養給付費の負担金の過年度分でございますけれども1億5,230万8,000円、同じく市町村支出金、こちらのほうは保険事業費負担金過年度分でございますが、321万6,000円の合計1億5,552万4,000円を、国庫支出金として特別調整交付金でございましたけれども1万4,000円を、残余の46億5,142万1,000円を前年度会計からの繰越金として調整いたしておるものでございます。

歳出につきましては、諸支出金として療養給付費、市町村負担金等の精算による償還のため、同額を支出いたしております。

その内訳につきましては、療養給付費市町村負担金が6億4,186万4,000円、療養給付費の国庫負担金が29億4,986万1,000円、療養給付費県負担金が3,511万2,000円、高額医療費国庫負担金が382万6,000円、高額医療費県負担金が同額の382万6,000円でございます。後期高齢者交付金につきましては11億6,604万7,000円、保険者機能強化事業費補助金として129万3,000円、特別調整交付金として495万円という内容でございます。

提案どおり全会一致で可決されたところでございます。

次に、議案第7号でございます。平成25年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず、一般会計の決算状況についてでございますけれども、歳入総額は2億5,015万4,061円に対して、歳出総額が2億1,330万9,483円でございます。したがって、差し引き額は3,684万4,578円ということになっております。これにより本年度の単年度収支はマイナス133万1,004円ということになったわけでございます。

歳入の主なものにつきましては、市町村による負担金が2億923万2,981円でございます、その構成比率は83.6%ということになっておるわけでございます。前年度からの繰越金は3,817万5,582円でございます、これの構成比は15.3%、宿舍入居料、駐車場使用料など諸収入が274万933円で1.1%ということでございます。

歳出につきましては、議会費が148万4,159円のほかは、職員の給与手当など総務費で2億1,182万5,325円、99.3%を占めておるわけでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額2,244億9,812万9,809円に対しまして、歳出総額は2,162億6,757万2,288円でございます。差し引き額は82億3,055万7,521円ということになっております。当会計の単年度収支は9億3,249万2,450円となりました。

歳入の主なものにつきましては、市町村支出金が367億1,409万3,347円、国庫支出金で729億4,852万1,184円、県支出金が175億689万7,253円、支払基金交付金が884億2,119万4,000円、特別高額医療費共同事業交付金が3,896万3,700円で、以上で全体の96.1%を占めることになっており

ます。

歳出につきましては、保険給付費が2,111億4,200万3,106円で、97.7%の構成比でございます。諸支出金が39億2,843万3,549円、これは償還金及び利子であります。これは1.8%という率になっております。前年度と比較をいたしますと、101億1,165万5,464円の増額となっております。全会一致でこの事案も承認されたところでございます。

続きまして、財政健全化判断比率について御報告を申し上げたいと存じます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による、平成25年度の財政健全化比率について御報告を申し上げます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でございますので表示をされておられません。参考までに比率を申し上げますと、前者は9.0%、後者は28.6%ということになっております。また、実質公債費率は3年間平均で10.7%でございました。将来負担比率につきましてもマイナス6.1%となっておりますから、いずれの数値も早期健全化基準及び財政再建基準に定められております数値以内でありますので、健全財政は維持されておるといふふうに思っております。

次に、同法第22条による公営企業の健全化を図る資金不足比率につきましては、上水道事業会計、下水道事業会計につきましては、2会計とも黒字のため表示はされておられません。その比率は同様に、前者が327.9%、後者は18.1%でございます。

以上でございますが、お手元に印刷配付をされております会計監査員の報告書を提示をいたしておりますので、それを添付資料として、以上御報告を申し上げる次第でございます。

○議長（立川良一君） これで行政報告を終わります。

日程第5 庁舎建設に関する事務調査について

○議長（立川良一君） 日程第5、庁舎建設に関する事務調査についてを議題といたします。

庁舎建設特別委員長の報告を求めます。

伊藤経雄君。

○庁舎建設特別委員長（伊藤経雄君） おはようございます。

それでは、議長の命によりまして、私どもの委員会に付託されました調査報告をいたします。

庁舎建設に関する事務調査について。

上記調査について、平成26年7月31日、平成26年9月10日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。記。過日平成26年7月31日、庁舎各階の配置変更等について、5月23日以降の庁舎各階の配置変更点と庁舎の配置について説明を受け、了承した。過日平成26年9月10日、庁舎建設工事費について当初予算15億円に4億5,000万円の補正が必要である旨の説明を受けた。

以上で報告を終わります。

○議長（立川良一君） 庁舎建設特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時05分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

日程第6 副議長の選挙

○議長（立川良一君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

先ほど申しあげましたとおり、日比玲子議員から辞職願が出ました。9月9日に受理をいたしました。日比玲子議員から一言御挨拶をお願いします。

○10番（日比玲子君） 私は一身上の都合によって副議長職をやめることにいたしました。その間、本当に皆様にいろいろお世話になりまして、ありがとうございました。

○議長（立川良一君） ありがとうございました。

1年間にわたって、心身ともに大変御苦労さまでございました。

それでは、お諮りをいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしますか。御意見を賜ります。

日比君。

○10番（日比玲子君） 投票。

○議長（立川良一君） 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（立川良一君） ただいまの出席議員数は10名であります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井野勝巳君及び日比玲子君を指名します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に井野勝巳君及び日比玲子君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（立川良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（立川良一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次1番から投票をしていただきたいと思います。お願いします。

〔投票〕

○議長（立川良一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。井野勝巳君及び日比玲子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（立川良一君） 選挙の結果を報告します。

投票10票、有効投票10票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、戸部哲哉君9票、安藤浩孝君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、戸部哲哉君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました戸部哲哉君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

休憩をします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

休憩 午前10時07分

再開 午前10時16分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

執行部の皆様方に報告をいたします。

ただいま副議長の選挙を行いました。投票により戸部哲哉君が副議長に選任されました。

戸部哲哉君から御挨拶をいただきます。

戸部君。

○新副議長（戸部哲哉君） 御推挙をいただきまして大変ありがとうございました。

結果に少々驚きを覚えておりますが、議長の補佐役として残されました残任1年間、努力いたしてまいりたいと思います。今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたしまして、簡単でございますが、御礼の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

日程第7 同意第3号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（立川良一君） 日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第3号でございます。

教育委員会委員の任命同意についてでございますが、現在の教育委員であります神谷妙子さんの任期が、来る11月19日に到来をいたしますので、その後任委員に木野村ともみさんを任命したいと考えております。地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

簡単に木野村ともみさんの経歴を御紹介申し上げますと、_____生まれで40歳でございます。住所は本巣郡北方町_____でございます。平成21年4月に北方南小学校PTA会長に就任をされまして、その後引き続いて、つまり平成23年4月から平成26年3月までの間、北方中学校のPTAの副会長を務められました。本年4月、御案内の田んぼアート実行委員長として御活躍をいただきますなど、一貫して学校教育に関心が深く、人格高潔で、教育行政に対して大局的な立場において識見と能力を持たれる方と認識をいたしましたので、本町教育委員に任命することとして議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 1つだけお尋ねしたいと思いますが、学校教育法だったか教育財政法だったか覚えがないんですけど、北方小・中学校に子供が1人は在籍をしていないと教育委員になれないような話が載っていたんですけど、どうですか。この人は、3年を卒業してまた次の子供さんがいるんですか。

○教育長（西原 朗君） 教育委員の条件の中には、小・中学校の保護者をとということはありませんが、それは小椋さんという方が保護者代表ということで入っておりますので、あと小・中学生に在籍とかそういったことの規定はなくて、学識経験が豊富で高潔な方ということで、それから地域の方、地域で御活躍をしていただけるという中から選任をさせていただきます。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を省略します。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定いた

しました。

日程第8 議案第30号から日程第24 議案第41号まで

○議長（立川良一君） 日程第8、議案第30号から日程第24、議案第41号までを一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは順次、議案の提案説明をさせていただきます。

議案第30号からでございます。北方町職員の配偶者同行休業に関する条例制定についてでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定するものでございます。

職員が外国での勤務、その他条例で定める事由により外国に住所または居所を定めて滞在する、その配偶者と生活をともにするために、休業をすることができるようにするためのものがございます。

議案第31号は、北方町営テニスコート設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定についてでございます。

本条例は昭和58年4月1日から施行されたものでございますが、その後、利用者数の減少など、情勢の変化により平成23年度以降休止をいたしており、事実上不必要となりましたので、この際、条例を廃止しようとするものでございます。

議案第32号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業、俗にいう学童保育でございますけれども、この運営等についての基準を規定する必要がございますので、本条例を制定しようとするものでございます。その基準は、1つには事業実施上確保すべき基準について、2つには事業者が具備すべき要件について、3つ目は事業実施施設の設備及び運営の基準についての規定を盛り込んだものでございます。

議案第33号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

子ども・子育て支援制度の導入に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営についての基準に関して、子ども・子育て支援法に基づき規定が必要となりますので、本条例を制定しようとするものでございます。

内容的には、1つには特定教育保育施設の運営の基準についてまとめておりますし、2つには特定地域型保育事業の運営の基準について、それぞれ規定をするものでございます。

議案第34号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。子ども・子育て支援制度の導入に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営につい

ての基準に関して、児童福祉法に基づき規定が必要でありますので、本条例を制定しようとするものでございます。

この条例につきましても4つ内容的な問題がございまして、事業を家庭保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に分類をすること、2つには事業実施上確保すべき基準についてを定めること、3つ目は事業所としての具備すべき要件などを定めること、4つには事業実施施設の設備及び運営の基準について定めること等がなっております。

議案第35号でございます。北方町防災公園設置条例制定についてでございます。

新しく北方町防災公園を設置することに伴い、必要事項について定めるために制定する条例でございます。

議案第36号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）を定めるについてでございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,561万1,000円とするものであります。

なお、継続費の変更、地方債の変更につきましては、それぞれ第2表、第3表に記入をしております。

歳入における主なものにつきましては、国庫支出金が571万4,000円のほかに前年度繰越金として3,075万8,000円と、庁舎建設事業の地方債の1億7,000万でございます。

歳出は総務費、新庁舎建設費として1億7,000万円。

民生費が1,214万4,000円、これは社会福祉費のうち、自立支援給付金返還分と福祉医療費返還分の942万円、そして保育園費の管外保育委託料の156万4,000円が主なものでございます。

衛生費は1,342万7,000円、このうち予防費が898万6,000円、高齢者肺炎球菌予防接種と水痘予防接種の委託料のほか、肺炎球菌予防接種助成扶助費の総額でございます。

同じく上水道費として、高屋西部区画整理地内の配管布設に要する費用332万7,000円。

土木費、道路橋梁工事で、町道4号線工事箇所変更に伴う減額3,000万円と水道管移設補修費360万円の差額マイナス2,640万円を減額して、河川公園整備工事とモニュメント費用と同公園用地費用の減額2,900万円、それぞれ計上をさせていただいたところでございます。

消防費は、消火栓設置工事負担金337万円。

教育費は北方中学校の校内電話設備の改修に伴う費用として531万4,000円などということになっております。

議案第37号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,260万4,000円とするものでございます。

まず歳入につきましては、一般会計から国保事務費46万6,000円を繰り入れ、2,500万4,000円の療養給付費交付金繰越金と合わせて2,547万円を歳入総額とするものでございます。

歳出につきましては、総務費の46万6,000円、これは職員手当の調整と平成25年退職者医療交

付金過年度分返還金支払いに2,500万4,000円を充てまして、歳出合計額を2,547万円とするもの
でございます。

議案第38号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ1億6,635万9,000円とするものがございます。

一般会計から3万円の事務費繰り入れを受けまして、同額を後期高齢会計の過年度分負担金と
して支払うものがございます。

議案第39号 平成26年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてござ
います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ7億1,854万2,000円とするものがございます。

まず歳入につきましては、高屋西部区画整理地内の管渠工事2,000万円の2分の1に相当する
1,000万円を国庫補助で受け入れ、残余は前年度繰越金100万円と下水道事業債900万円として調
達するものがございます。

歳出につきましては、歳入同額を高屋区画整理地内の管渠工事とするものがございます。

議案第40号 平成26年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてございま
す。

予算総額に補正額7,335万4,000円を追加いたしまして、予算総額を3億4,001万3,000円とする
ものがございます。その内訳は事業収益及び事業費用、つまり3条予算でございますけれども、
事業収益のうち給水工事費収益が648万円、移設工事費収益が356万4,000円の合計1,004万4,000
円に対する事業費用のうち、給水工事が648万円、移設工事が354万4,000円の合計いたしまして
1,004万4,000円というものがございます。

対する資本的収入支出、4条予算でございますけれども、こちらでは、資本的収入のうち町負
担金が669万6,000円、高屋西部土地区画整理区負担金が4,195万8,000円の計4,865万4,000円とい
うことになっております。これに対しまして、資本的支出のうち配水管布設工事が5,994万円、
消火栓設置工事が337万円の合計6,331万円となりますので、不足額1,465万6,000円を過年度分損
益勘定留保金と当年度分損益留保金より補填をすることということになっております。

続きまして認定第1号でございます。平成25年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について
でございます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算の収支につきましては、歳入総額70億520万9,553円に対しま
して、歳出総額は66億1,852万4,646円となり、歳入歳出差引額が3億8,668万4,907円となりまし
た。このうち、翌年に繰り越すべき財源とされております繰越明許額に係る総額が3,200万4,000
円でございますので、実質収支は3億5,468万907円ということになっております。

認定第2号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてございま

す。

平成25年度北方町国民健康保険特別会計の収支につきましては、歳入総額が23億8,118万5,075円に対しまして、歳出総額は21億2,712万6,998円となり、歳入歳出差引額は2億5,405万8,077円となりました。その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

認定第3号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度北方町国民健康保険特別会計決算の収支につきましては歳入総額1億5,637万5,613円に対しまして、歳出総額が1億5,169万6,513円となり、歳入歳出差引額が467万9,100円となりました。その全額を翌年に繰り越すことといたしております。

認定第4号 平成25年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度北方町下水道事業特別会計決算の収支につきましては、歳入総額が6億3,898万7,430円に対しまして、歳出総額は6億1,862万4,483円となり、歳入歳出の差引額は2,036万2,947円となりました。このうち翌年度に繰り越すべき繰越明許額が478万8,000円でございますから、これを差し引いて実質収支額は1,557万4,947円ということになって、これも同様、全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

認定第5号 平成25年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

平成25年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、まず、収益的収入及び支出の項目で営業収益が1億5,963万3,618円。営業外収益が76万6,353円でございます。水道事業収益がこれによって収益総額は1億6,039万9,971円となりました。

一方、支出面では営業費用が1億2,176万3,196円でございます。営業外費用が1,501万5,408円、特別損失が46万5,655円ということになっておりますので、水道事業費費用総額は1億3,724万4,259円となりました。

資本的収入及び支出のうち、収入では負担額が758万5,200円で、加入金は450万7,650円となり、資本的収入総額は1,209万2,850円となっております。

支出では建設改良費が3,079万9,470円ございまして、企業債償還金は2,044万6,718万円で資本的支出総額は5,124万6,188円ということになりました。

損益計算上における当期純利益は2,226万2,902円ということになったところでございます。

議案第41号 指定金融機関の指定についてでございます。

御承知のとおり、本町は地方自治法の定めに従い、金融機関を指定して公金の収納・支払を行わせておりますが、その数が4つの金融機関で、2年ごとに輪番制でありました。したがって、引き継ぎ事務などいろいろな煩雑さ等がございましたので、その点を考慮して、この際2つの金融機関への指定変更とすることとしたために議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（立川良一君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長（立川良一君） お諮りします。議案調査のため、9月20日から24日の5日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、9月20日から24日の5日間を休会とすることといたしました。本日はこれで散会をすることに決定いたしました。

第2日は25日午前10時から本会議を開催いたします。

本日はこれにて散会をします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

散会 午前10時41分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 9月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員